



大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ！！ ～申請窓口が変わります！！～

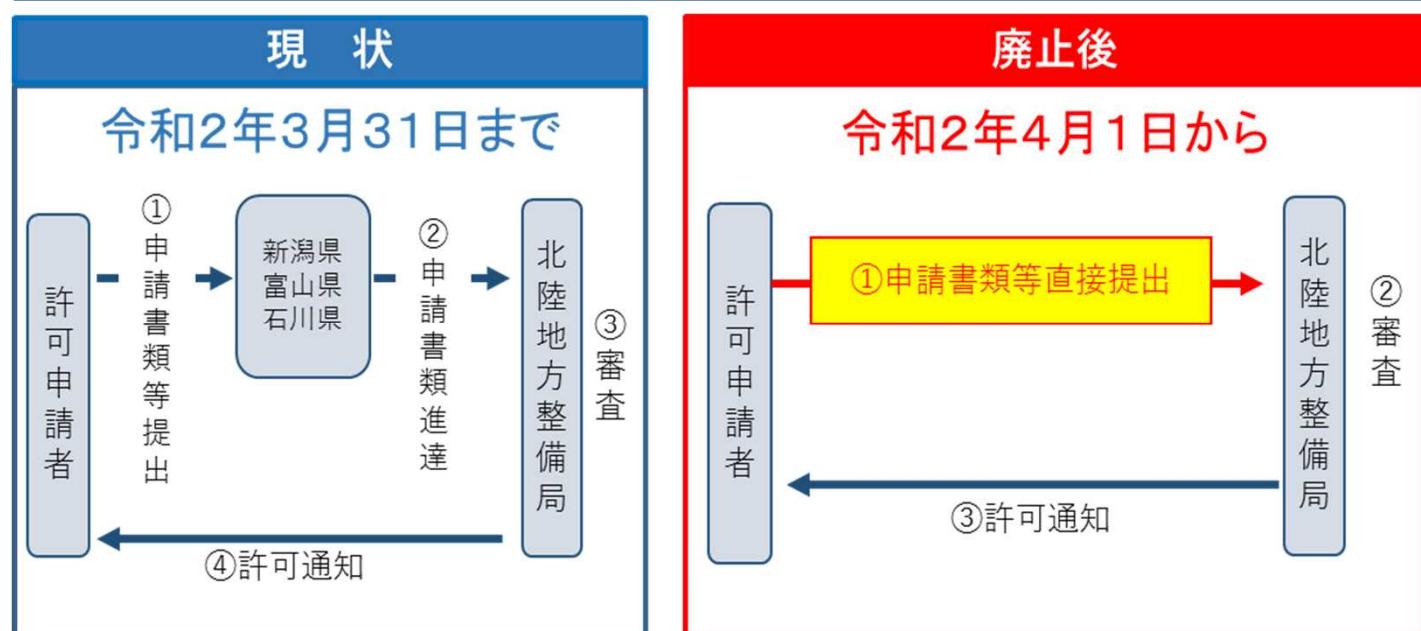
令和2年4月1日から、建設業許可関係、経営事項審査の各種書類は、直接、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課に直接持参又は郵送にて提出して下さい。

最寄りの県窓口では受付できませんので、ご注意下さい。

【直接、北陸地方整備局へ提出となるもの】

- ・建設業許可申請(新規、更新等)
- ・決算変更届等の各種届出
- ・経営事項審査申請

※北陸地方整備局管内(新潟県・富山県・石川県)のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者のみなさまが対象です。



お問合せ・提出先

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 2階
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 TEL 025-370-6571